

議会運営委員会次第

日 時 令和7年1月17日（金）

午後2時開議

場 所 第3・4委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 本会議における情報端末の取り扱いについて
- (2) 本会議・委員会における写真撮影等について
- (3) 議会における軽装勤務について
- (4) 議会広報広聴特別委員会の委員構成のあり方について
- (5) 次期委員会への引継事項について
 - ア 政治倫理条例の改正について
- (6) その他
 - ア 議場演壇への踏み台の設置について
 - イ その他

3 閉会

本会議における情報端末の取り扱いについて

1 留意点

- ・議場に持ち込む情報端末は、議会が配付したものとし、議長の許可は不要とする。
- ・会議に係る資料（一般質問などの読み原稿を含む。）の閲覧のために、情報端末を使用する。
- ・会議内容の記録のために情報端末を使用する。
※キーボードを使用する場合は、打鍵音について周囲に配慮すること。
- ・会議中のSNS等の受発信は禁止とする。
- ・執行部側の情報端末の持ち込みについては、事前に議長に申し出て許可を得る。
(令和6年8月27日 議会運営委員会)

2 関係規定

(1) 会議規則

(新聞紙等の閲読禁止)

第156条 何人も、会議中は、議事の参考にするためのもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(2) 議会運営委員会申し合わせ事項

(15) 議場へのタブレット端末・パソコンの持ち込みについて

一般質問登壇時において使用する補助資料投影用の情報端末については、事務局が用意したものを利用することとし、議会が配付した情報端末については、議長の許可は不要とする。(議員個人所有のタブレット端末・パソコンの持ち込みはできない。)

(令和5年10月19日 議会運営委員会)

(3) ICT推進基本計画実施計画

4-3. 本会議場における情報端末の利用

略…本会議においては持ち込む情報端末を議会が配付したタブレットに限定しており、議員個人所有の端末は持ち込まないこととしています。

(4) 決算審査特別委員会運営方針(令和6年第3回定例会)

9 情報端末の持ち込み及び委員会のインターネット中継について

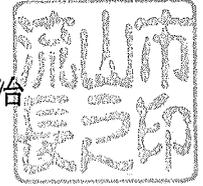
略…なお、SNS等による情報の受発信は禁止する。



流人第 290 号
令和 6 年 10 月 2 日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

流山市長 井崎 義治



流山市職員の軽装勤務の試行的実施について（報告）

これまで本市では、おもてなしハンドブックに準じた服装による勤務を通年実施する中で、毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日までの間においては、地球温暖化防止のため冷房の設定温度を抑えて節電しながら、そのような事務室で快適で効率的に執務できるよう公務員としての品位を保てる範囲内でノーネクタイ、ノー上着、ポロシャツ着用を可とするクールビズを実施してきたところです。

一方で、今般の社会情勢として、クールビズの趣旨に加え、環境等に即した適切な服装により勤務することで健康保持や業務能率の向上を図る気運が高まっています。

これらを踏まえ、本市において期間を限定せず、通年において軽装勤務（本通知に定める基準によりビジネスカジュアルで勤務すること。以下同じ。）を実施することにより、環境等への配慮に限らず、本市の「働き方改革」の一環としての効果がどの程度あるのかを測定するために、下記のとおり軽装勤務を試行することとしますので、報告します。

記

1 試行の目的について

軽装勤務を実施し、その効果を測定し、通年における軽装勤務の実施の是非を問うものです。

2 対象者

すべての職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び会計年度任用職員等を含む。）

3 試行期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



4 効果測定方法

試行期間内において一定期間の軽装勤務を実施した後、その効果測定を実施し、通年での軽装勤務の実施について検討を行います。

5 服装の基準

クールビズ期間に引き続き、日々の気温や仕事環境等に応じた働きやすい服装（ノーネクタイ、ノー上着等）での勤務を認めます。

【軽装勤務における留意点】

- ・本市職員として常に身だしなみを整え、清潔な衣服の着用を心掛けること。
- ・議場、式典等では、スーツ（上着）やネクタイを着用し、T P O（時・場所・場合のこと）をわきまえて服装を選択すること。
- ・すべての服装における色、柄等は本市職員という立場から、派手・華美なものは不可とする。
- ・作業服での通勤、庁舎内でのサンダル履き及び来客者等に不快感を与えかねないほど過度な服飾や染髪は引き続き禁止とする。
- ・軽装勤務は強制するものではないことに留意すること。

総務部 人材育成課 人材育成係

電話番号：04-7150-6068

（内線）250・252・253

クールビズ対応（期間5月1日から10月31日まで）について

夏場に空調温度を高め設定するクールビズへの対応基準を以下のとおりとする。女性議員の服装については、下記を参考にカジュアルとならないよう各自配慮する。

| | 本会議 | 委員会 協議会 全員協議会 議案説明会 (傍聴を含む) | 視察対応 ※注1 | 備考 |
|-----------------|-------------------|---|----------------------------|--|
| 上着 (ジャケット) | 入場時、登壇 時着用 | 自由 | ← | 本会議での着用は一日の最初の議場 入場時のみ。開会直後に議長より当 日の上着着用自由の案内を行う。た だし、登壇時にはこれに関わらず着 用。 |
| 議員バッチ | 上着着用時には 着用 | ← | ← | |
| ネクタイ | 自由 | ← | ← | |
| シャツ | 半袖・長袖の Yシャツに限る | ← | ← | ポロシャツ、TシャツなどYシャツ 以外は不可。 |
| ズボン | スラックスも可 | ← | ← | 上着と揃いでなくても良いがジーン ズ、コットンパンツは不可。 |
| 靴 | 短靴に限る | ← | ← | 作業靴、スニーカー(運動靴)の他カ ジュアル性の高いものは不可。 |
| 扇子 | 自由 | ← | ← | 団扇は不可。ハンディ扇風機は音な ど各自配慮して使用すること。 |
| 熱中症予防飲料 水の飲用 | ペットボトルの 水・お茶 | ← | 接待用として議 会事務局が提供 するもの | ペットボトルからの飲用に際しては 使い捨てのコップ(硬い材質の物は 不可)を各自用意使用のこと。 ※注2 |

注1：他市等視察で訪問の場合は、受入市(先)の基準に従う。

注2：流山市議会傍聴規則では傍聴者の飲食は禁じられているが、熱中症予防の観点から議員と同様とし、その旨クールビズ期間中掲示を行うこととする。

【その他】

1. 議員バッチ以外の各項目については特別に事情の無い限り執行部も同様とする。
2. 平成29年度以降は、クールビズ対応の内容変更がなければ、議会運営委員会にかけることなく、執行部と同時期に対応可とする。
3. 本件は、議長の秩序保持権（流山市議会会議規則第159条）に関する事項とし、議長から議会運営委員会に協議依頼された。（平成29年8月29日当時）

令和6年10月22日 議会運営委員会決定

議会広報広聴特別委員会の在り方に関する会派に所属しない議員へのヒアリング結果【令和6年11月・12月】

別紙4

| 相手方 | 所管事項 | 無所属の議員を含めるべきか | その他 |
|-----|---|---|--|
| A | ・議会報告会の見直しを行うなど、精力的に活動しており、議会広報広聴特別委員会のことは同委員会で決めたい。 | ・無所属を含めた方が意思疎通や周知がしやすい。 | ・(1期議員が多く、経験不足との指摘に対し)1期議員でも十分に活動ができる。 |
| B | ・所管事項の見直しや特別委員会自体をなくさないといけない理由がわからない。 ・議会HPについてはまだまだ議論が必要な事項もあると思われる。 | ・11人で遠慮なく議論できている。議論が紛糾することもなく、会議をよくまとめられていると思う。 | ・議会広報広聴特別委員会には新規当選議員を育てる役割があると思う。広報という取り組みやすい内容であり、会議に慣れる場として、適している。 |
| C | ・議運で議会広報広聴特別委員会の所管事項を担うのは大変。簡単な業務ではない。 ・議会報告会の見直しも試行錯誤の上、行ってきて、今回、定着しそうなスタイルにたどり着いた。 | ・会派から1人と会派に所属しない議員から選出されているので多様な意見が出せる。 | |
| D | ・議員にとって広報広聴は市民とのつながりであり、大切である。 ・議会だよりの編集のみに所管を縮小させることは時代に逆行する。 | | |
| E | | | ・現状維持とすべき。 |
| F | | | ・現状維持とすべき。 ・課題感が分からない。 |

次期委員会への引継事項について

令和7年3月 日
議会運営委員会

1 政治倫理条例の改正について
(趣旨)

ハラスメント防止に関する事項を追加すべきとの意見や事務局からの指摘【令和6年7月8日議会運営委員会】を踏まえた全般的な見直しを検討されたい。

※令和7年1月17日時点